

2015 年 8 月 31 日

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 原子力小委員会
原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ
座長 山内先生

委員 辰巳菊子

第 3 回会合を欠席させていただきますため、書面でのコメントを提出させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 「使用済み核燃料の処理は、発生者である事業者が行う」という体制は崩してはならず、発生事業者が責任を持って進めることができるようにする。

(2) 扱うものが核燃料廃棄物であり、確実に処理が行われていることを国民の目の代わりとして、国が監視することを国にお願いしたい。

(3) エネルギー基本計画では再処理事業を進めるとあるが、国民の合意がとれているとは思えない。今までの再処理事業をきちんと評価検証をすることと、安全性やコストの点なども含め、国民にとって納得のできる使用済み核燃料の処理方法は何かについての議論を新たに進めていただきたい。

(4) 上記 (3) の議論が先だと思うが、今回のワーキングは新たな事業環境変化が目前ということでの対症療法的な体制見直しと理解したうえで、今回の事務局提案は、国の目が届く新たな実施主体を立ち上げるということであり、新たな全体イメージ図には同意する。

ただしこの点について、5 ページの資金の流れイメージのところ、「新たな制度」では、「現行制度」にある日本原燃がなくなっている。もちろん 7 ページでは、日本原燃の技術、人材、設備を活用するとはなっているが、新たな実施主体の具体的な組織図というかイメージが今のところ見えない。つまり、新たな実施主体は日本原燃の組織強化レベルの話かも知れないし、全く新たな組織をゼロから作るが、ところどころに元日本原燃の人材を当てはめるというレベルなのかなど。今後この辺りが明確になることを望みます。

以上です。